

# 令和3年8月臨時会付議予定議案について

**招 集 日**

令和3年8月27日(金)

**議 案**

1件〔 令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第9号) 〕

**補正予算の規模**

561 億 2,017 万 1 千円

(補正後累計 2兆4,439億9,079万3千円)

**主な内容**

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止 383億2,135万8千円
- 感染拡大の影響を受けている事業者への支援 58億2,998万円
- 医療提供体制の強化 51億4,533万6千円
- 生活に困っている人々への支援 110億5,976万3千円

**報 告**

2件〔 専決処分報告 〕

# 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止

## 飲食店等に対する感染防止対策協力金 (第14期)

- ・休業及び営業時間短縮等の要請に応じた県内の飲食店等を運営する事業者に対して協力金を支給する。
  - ▶ 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等：休業
  - ▶ 上記以外の飲食店等：営業時間短縮（午前5時から午後8時まで）
- ・対象期間：9月1日から9月12日まで

前年又は前々年の一日当たりの売上高	協力金の額(日額)
10万円以下	<b>4万円</b>
10万円以上 25万円以下	<b>4万円から10万円</b> ※売上高×0.4
25万円以上	<b>10万円</b>

※ 売上高減少額方式（大企業等）の場合は、  
売上高の減少額×0.4（上限**20万円**、下限なし）

## 大規模施設等に対する 感染防止対策協力金(第5期)

- ・営業時間短縮等の要請に応じた大規模施設の運営事業者及びテナント事業者等に対して協力金を支給する。
- ・対象期間：9月1日から9月12日まで

大規模施設運営事業者		テナント事業者
対象施設	建築物の床面積の合計が1,000㎡超の施設	大規模施設の一部を賃借し事業を営む事業所等
支給金額	自己利用部分面積 1,000㎡ごとに <b>20万円/日</b> ※	専用の店舗等面積 100㎡ごとに <b>2万円/日</b>
	上記に基づき算出した額に「短縮した時間／本来の営業時間」を乗じた額を支給	

※ 協力金の支給対象となるテナント等が10以上存在する大規模施設は、  
当該テナント等1店舗につき**2千円/日**を加算

# 外出自粛等関連事業者に対する協力支援金

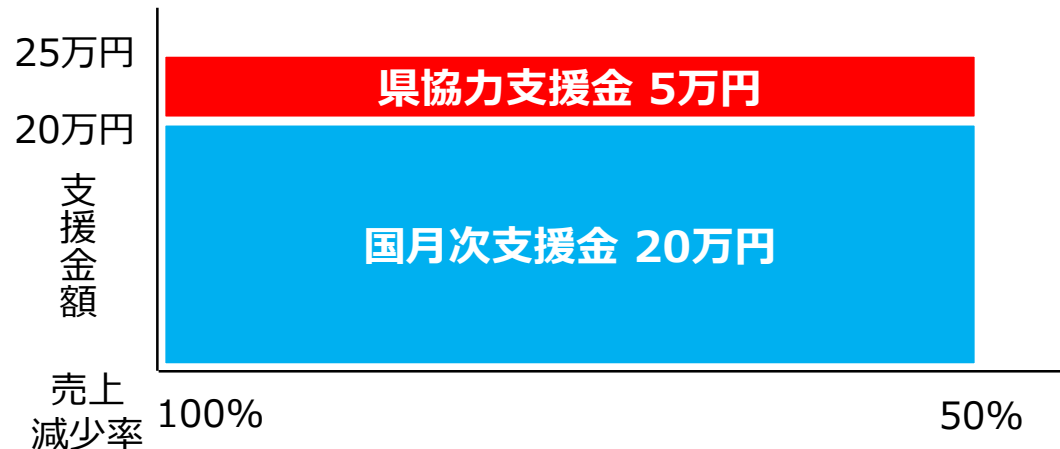
51億5,517万5千円

まん延防止等重点措置、緊急事態措置に伴う、飲食店の営業時間短縮や不要不急の外出自粛等の影響を受けた県内事業者に対し、協力支援金を支給する。

**【追加・変更点】** 令和3年7、8、9月分を新たに支援

**【対象事業者】** 月間売上が前年又は前々年同月比で50%以上減少し、国の月次支援金の支給を受けた県内事業者

**【支給金額】** 対象月の売上減少額（上限額は下図のとおり）



国・県支援計 25万円/月

※中小法人等の1か月当たりの上限額  
(個人事業者等は半額)

# 酒類販売事業者等に対する協力支援金

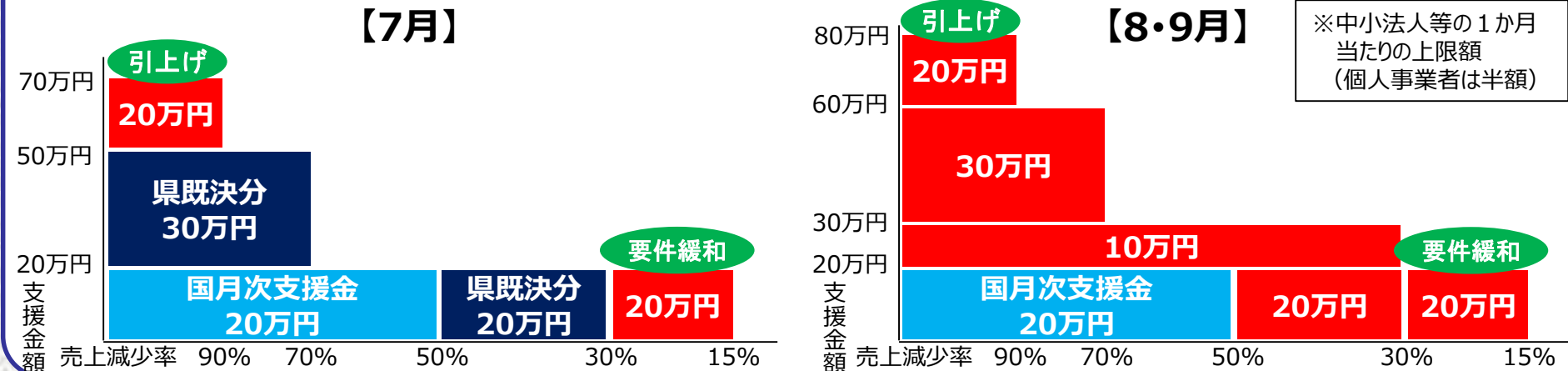
6億7,480万5千円

酒類の提供自粛等により影響を受けた酒類販売事業者等に対して協力支援金（8、9月分）を支給する。また、影響の長期化を踏まえ支給要件を緩和するとともに、上限額を引き上げる。

## 【追加・変更点】

- 令和3年8、9月分を新たに支援
- 7、8、9月は、売上減少率が15%以上の事業者に対して協力支援金を支給（要件緩和）
- 7、8、9月は、売上減少率が90%以上の事業者に対して上限額を引上げ

【給付金額】 対象月の売上減少額（上限額は下図のとおり）



# 医療提供体制の強化 ①酸素ステーションの設置

41億223万2千円

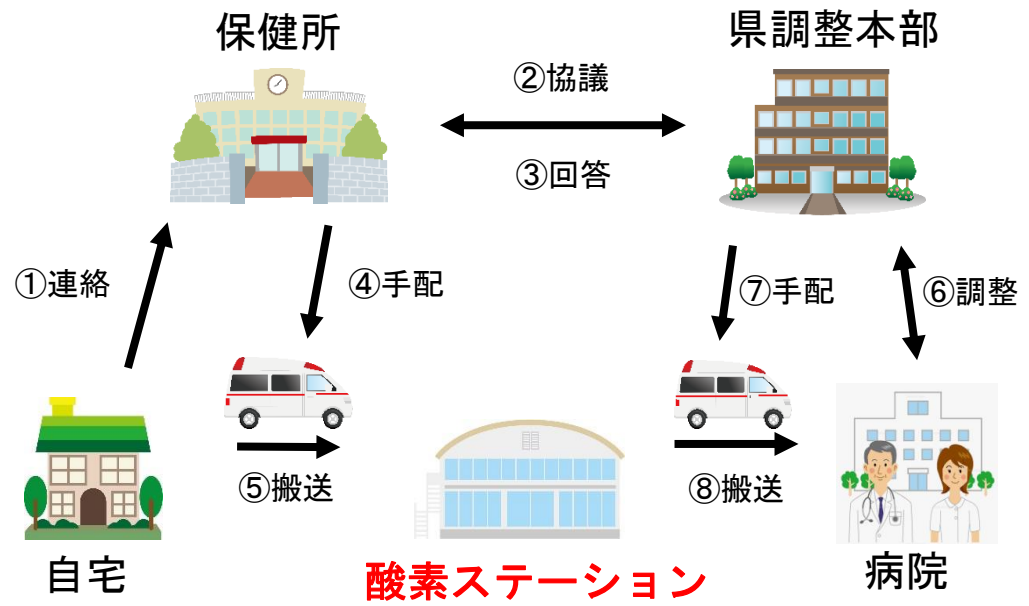
新型コロナウイルス感染症の自宅療養者などのうち、入院が必要と判断された患者の搬送先が確定するまでの間、緊急的に酸素投与を行う施設を設置する。

## 【設置】 計60名分を設置

- ・県内4か所 各15名
- ・医師、看護師が常駐(24時間対応)

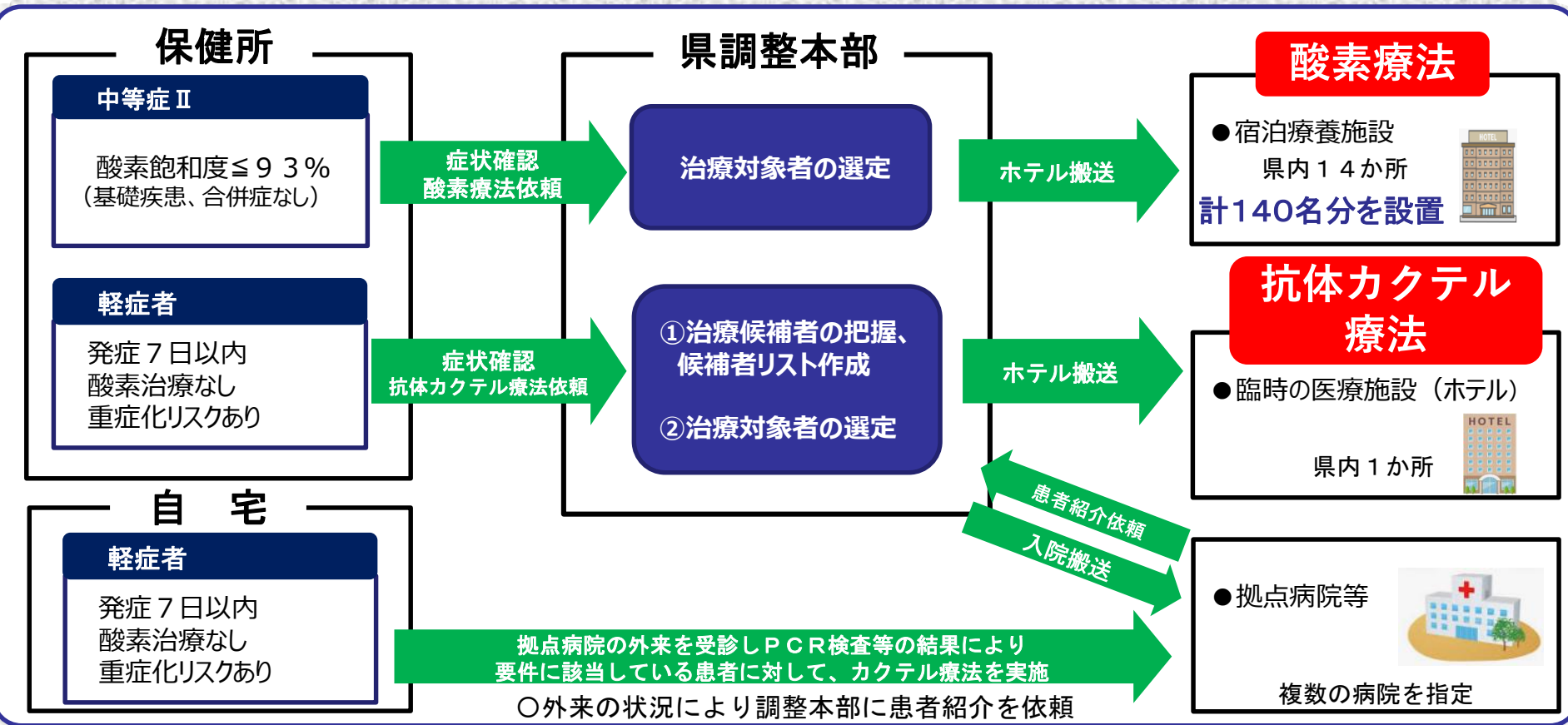
## 【機能】

- ・酸素投与
- ・血中酸素飽和度・体温・血圧の測定・管理



# 医療提供体制の強化 ②酸素療法及び抗体カクテル療法の実施

10億3,758万8千円



## 現状と課題

### 現状

新型コロナウイルス感染症に感染すると、回復後も様々な**後遺症**が報告されている。

### (後遺症の例)

- 強い倦怠感
- 味覚・嗅覚障害
- 呼吸困難
- 抜け毛
- うつ症状



### 課題

これらの後遺症に対する知見が少なく、後遺症外来を標榜する医療機関がほとんどない。

後遺症に苦しむ方が治療を受けることが難しい

## 県医師会と協力し、 後遺症の診療に対応できる医療機関を拡充



### ① 県内の8医療機関に、後遺症外来を標榜してもらう

(10月から外来開始予定)

⇒ 様々な後遺症に悩む患者の診療を行い、診療事例を蓄積

### 複数の診療科目を診療可能な8医療機関が様々な後遺症に対応

- |               |        |               |        |
|---------------|--------|---------------|--------|
| ・概ね全分野に対応     | 1 医療機関 |               |        |
| ・呼吸器科 (呼吸困難等) | 3 医療機関 | ・耳鼻科 (味覚・嗅覚等) | 2 医療機関 |
| ・皮膚科 (抜け毛等)   | 1 医療機関 | ・精神科 (うつ症状等)  | 1 医療機関 |

⇒ 主につらい症状に対応した医療機関を受診し、複数の症状についても病院内で診療

② 診療現場で症例を蓄積



診療の指針となる  
**症例集**を作成



多くの医療機関で後遺症の診療を可能に